

# 民法演習 I ・ 第2回講義の補足説明

2017年4月12日

松岡 久和

## 1 動機の錯誤と要素の錯誤の関係

講義でも触れたが、判例及びそれを支持する学説（旧通説）によれば、動機は原則として意思表示・法律行為の内容にならないため、要素性の判断（＝重要性の判断。基準は、主観的因果性＋客観的重要性。参考判例②がすでに判示）を待つまでもなく、錯誤無効を主張できない。動機が表示されて意思表示・法律行為の内容となった場合に、要素性の判断を行う必要が出てくる。取り上げた平成14年判決の第1審が、「本件において、Yは主債務が金銭消費貸借契約上の債務とほぼ同様の性質を持つ空クレジットであることを知ったならばXと連帯保証契約を締結しなかったとは直ちに認めがたく、客観的にみても、通常人であれば連帯保証契約を締結しなかったとは必ずしもいうこともできない。さらに、本件保証契約の主債務の発生原因も金銭消費貸借契約類似の立替払契約であることも鑑みると、本件保証契約において本件機械の引渡しの有無はYにとってさほど重要な意味をもたず、右契約の意思表示の要素には当たらないとみるべきであり、右の点についての誤信はいわゆる意思表示の動機に関する錯誤にすぎない」とするのは、重要性を否定することで動機の錯誤だという論理となっており、順序が逆であると批判できる。

なお、認識可能性説だと、表示は重要ではなく、錯誤又は錯誤事項の重要性が相手方に認識可能であれば、正当な信頼が欠けるので、動機の錯誤であっても顧慮される。この説でも、要素性の判断は必要になる。双方錯誤や相手方によって惹起された錯誤の場合には、判例よりも広く錯誤無効を認めることになるだろう。

## 2 割賦販売法40条の4第4項2号について

TKC判例検索システムの第1審の参照条文をクリックし、本件立替払契約が締結された平成7年12月6日に施行されていた平成6年11月12日法律第89号（リストの4頁目）を選ぶと当時の条文を見ることができる。同条全体を引用しておく。

（割賦購入あつせん業者に対する抗弁）

第三十条の四 購入者は、第二条第三項第一号又は第二号に規定する割賦購入あつせんに係る購入の方法により購入した指定商品に係る第三十条の二第一項第二号又は第五項第二号の支払分の支払の請求を受けたときは、当該指定商品の販売につきそれを販売した割賦購入あつせん関係販売業者に対して生じている事由をもつて、当該支払の請求をする割賦購入あつせん業者に対抗することができる。

2 前項の規定に反する特約であつて購入者に不利なものは、無効とする。

3 第一項の規定による対抗をする購入者は、その対抗を受けた割賦購入あつせん業者からその対抗に係る同項の事由の内容を記載した書面の提出を求められたときは、その書面を提出するよう努めなければならない。

4 前三項の規定は、第一項の支払分の支払であつて次に掲げるものについては、適用しない。

- 一 政令で定める金額に満たない支払総額に係るもの
- 二 その購入が購入者のために商行為となる指定商品に係るもの

（昭五九法四九・追加）

下線部のように株式会社Aの行為は商行為に該当するため、AはBに対する引渡未了の抗弁をXに対抗できない（抗弁権は契約相対効の原則通り接続しない。参考判例④の最高裁平成2・2・20判時1354・76<LEX/DB 27806878>によれば、特約又は特別な規定がない限り、抗弁の接続は認められない。学説の多くは批判的）。保証人は、主たる債務者の有している抗弁を援用して保証債務の履行を拒むことができるが（新457条2項。現行規定でも解釈でそう解されている）、主たる債務者Aが抗弁の接続をXに主張できないため、Yは履行拒絶ができない。

なお、平成20年6月18日公布、平成21年12月1日施行の抗弁の対抗の規定によって、包括信用購入あっせん（30条の4第1項）、個別信用購入あっせん（35条の3の19）場合に規定が分けられ、上記30条の4第4項は削除された。適用除外についても、次の規定が置かれた。規定の位置と表現は変わるが、営業用に購入した物品については、割賦販売法上の抗弁の接続の規定が適用されない点は、現行規定でも実質的には同じことになる。

#### 「第4節 適用除外

第35条の3の60 この章の規定は、次の包括信用購入あっせん及び包括信用購入あっせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供については、適用しない。

- 一 商品若しくは指定権利を販売する契約又は役務を提供する契約（連鎖販売個人契約及び業務提供誘引販売個人契約に係るものを除く。）であつて、当該契約の申込みをした者が営業のために若しくは営業として締結するもの又は購入者若しくは役務の提供を受ける者が営業のために若しくは営業として締結するものに係る包括信用購入あっせん及び包括信用購入あっせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供」（2号以下略）

### 3 本判決の意義と射程

#### (1) 本判決の意義

本判決は、下級審裁判例が分かれて錯誤無効を否定するものが多かったところ、「要素の錯誤」の主張を認めた点で画期的意義がある。その論理は、特定の債務を保証する契約において、保証される債権がどういうものであるかは保証契約の重要な内容であり、商品購入代金の立替払契約から生じる債務については、当該売買契約の成立が立替払契約の前提となるから、その成否は原則として保証契約の重要な内容である、というものである。実質的な考慮として、立替払契約が金融の便宜を提供するとの経済的な実質を有しているものの、正規クレジットと空クレジットでは、主債務者の信用状態に差があり、保証人が負うべきリスクにも相違があることをあげている。動機の錯誤を認めたものかどうかは、必ずしも明らかでない。判決文の「まして、」以下で指摘されているように、立替払契約と保証契約が1通の契約書で行われていることを指摘しており、動機ではあるが表示されて契約内容になっている、と見ていると解される。

他方、動機の錯誤であるとは明言しておらず、表示にこだわらずに実質的にXYの共通錯誤を認めていると見方もある（中舎寛樹「本件判批」法教270号115頁を参照）。

#### (2) 本判決の射程（復習問題）

民集非登載の事例判決にすぎないことから、本判決の射程を広く解することには、原則として慎重であるべきだと思われる。もっとも、空リースの場合においても、主たる債務者の信用度や保証人の負うべきリスクが正常なリースとは著しく異なるから、主たる債務

の内容に錯誤があれば、保証人は無効が主張できるものと思われる。復習問題の参考判例②の次の判示は、本件最高裁判決ときわめて似ており、しかも動機の錯誤とは異なるものと考えているようである(下線部。なお、当事者名は記号に置き換えた。←以下は補足コメント)。

「(一) ……、Yは、Aが、本件リース契約に基づきリース物件を借り受けてリース料を支払い、本件割賦販売契約に基づき割賦販売物件を買受けて割賦販売代金を支払うものと信じて、本件リース契約及び本件割賦販売契約に基づきAが負担する債務を連帯保証したが、本件リース契約及び本件割賦販売契約はA’の金融を得るためにAの名義で契約したもので、リース物件及び割賦販売物件の実際の引渡しはなく(いわゆる空リース・空ローン契約であった。)、リース料金等もA’が負担するものであった、と認められる。

(二) 連帯保証契約は、特定の主たる債務を連帯保証する債務の成立を目的とする契約であるから、主たる債務がいかなる契約から生じるかは連帯保証契約の当然の前提をなし、連帯保証契約の内容になっているものである。主たる債務がいかなる契約から生じたかという主たる債務の発生原因は、主たる債務者がその契約によって得た金融をどのように利用するか、他に連帯保証人がいるか、あるいは物的担保があるか否か、といった当然には連帯保証契約の内容となり得ない事情(いわゆる動機の錯誤に当たる事情)と同一視することはできない。

少なくとも、本件においては、連帯保証契約の契約書は、**本件リース契約及び本件割賦販売契約の各契約書と一体になっており**、債権者であるXも、本件リース契約及び本件割賦販売契約が、借主ないし買主であるAにおいてリース物件及び割賦販売物件の引渡しを受け、リース料及び割賦販売代金を負担して支払う通常のリース契約及び割賦販売契約であることを前提にしていたものと認められるから、Yが連帯保証する主たる債務を発生させる本件リース契約及び本件割賦販売契約は、対象物件の引渡しが行われ、**借主ないし買主であるAがリース料金及び割賦販売代金を負担して支払う態様であることは、連帯保証契約の内容として契約書上明確に表示されていたもの**ということが出来る。**←このあたりは最高裁の空クレジット事例と同じ構造**

(三) そして、本件リース契約及び本件割賦販売契約において、リース物件及び割賦販売物件の引渡しがなく、リース料及び割賦販売代金をAが負担するものではないことを知っていれば、Yは、本件リース契約及び本件割賦販売契約について連帯保証しなかったと認められるし……、客観的にみても、通常人ならば連帯保証しなかったと認めるのが相当である。**←ここは要素性の判断**

したがって、Yの主たる債務の態様に関する錯誤は、連帯保証の意思表示の要素の錯誤に該当すると認めるのが相当である(本来主たる債務者の財産状況は、保証人の危険において判断すべきものであるから、主たる債務者の資力に関する錯誤は当然には要素の錯誤に当たるとはならないと解されるが、保証人が保証するについて与えられる情報である主たる債務の発生原因についての錯誤は、保証人が当然に引き受けた危険であるとはいえないから、前者と同一視して要素の錯誤に当たらないとすることはできない。)。また、本件においては、Aではなく、A’がリース料及び割賦販売代金の負担をするのであるから、実質的には主たる債務者の同一性についての錯誤がある場合と同視できるともいえ、この点からも、Yの意思表示には要素の錯誤があったと認めるのが相当である。

リース契約及び割賦販売契約が実質的には融資目的の実現にあるから、空リース・空ローン契約においても代金相当額の融資を受け、これに利息等相当額を加えた金額を返還することに変わりなく、この点の錯誤は意思表示の重要な部分に関する錯誤、すなわち要素の錯誤には当たらないとの見解がある。しかし、リース契約及び割賦販売契約がその経済的実質において金融であるとしても、右両契約の法的形式は賃貸借及び売買であるのみならず、実際上も通常は財貨の移動を伴う契約であることを考えるならば、そのことを無視して右両契約を単なる融資契約と同一視することは当を得ないものといわなければならない。**←本件の第1審・第2審判決の理由づけの否定。立替払やリース契約を結んだXも、立替払前やリース物件購入前に空クレジット・空リースであるとわかったなら、錯誤無効を主張していたはず。**

(四) Xは、Yの錯誤は重大な過失がある旨主張する。しかし、Yの職業、契約書の内容を確認しなかったことを考慮しても、Xがリースの専門業者であることと対比して、重大な過失があったとまでは認められない。←本件最高裁が破棄自判として重過失を問題にしなかったのは、これと同様の衡量に加えて、本件ではXの元従業員がAの従業員として空クレジット書類を整えていたらしい事実をも考慮し、差し戻すまではないと判断したものと思われる。

(五) したがって、Yの連帯保証の意思表示は、錯誤により、無効であると認められる。

なお、主たる債務者であるAは、自ら空リース・空ローンに関与したものであり、その無効を主張し得ないと解されることはすでに説示したとおりであるが、保証債務に付従性があるからといって、連帯保証人であるYが主たる債務者Aのなした空リース・空ローンを理由に連帯保証契約の錯誤による無効を主張することが許されないと解すべき理由はない。連帯保証人の意思表示は、主たる債務者の意思表示とは別個の意思表示だからである。←これも丁寧な判示で好感が持てる。

## 4 錯誤以外の解決その他

### (1) 立替金返還債務の不発生

講義で申し上げたことは理解しにくかったかもしれないので、念のために書いておく。XA間の保証契約の内容が、契約書面の表示のとおり、AのBに対する特定の印刷機械の売買代金債務を立替払したことにより発生する立替払金返還債務を保証するものであるとすると、表示と意思の間にはどこにも不一致がない。Yが保証したのはAB間の有効な売買契約上の代金債務を前提とする立替払金返還債務である。AB間の売買契約は通謀虚偽表示であって代金債務は発生しておらず、保証対象である立替払金返還債務も発生していない。そうだとすれば、Yは、錯誤無効を主張するまでもなく、保証した債務が発生していない、保証債務も付従性に基づいて発生しない、と主張できるのではないかと思われる。最判平23年10月25日民集65巻7号3114頁は、売買契約が公序良俗違反であっても、別個契約である立替払契約は、特段の事情がない限り無効となる余地はない、としている。しかし、上記の主張は、立替払契約が無効であるとは言っておらず、立替払契約は有効であるがその契約で定めた保証対象である債務が発生していない、というものである。

### (2) Xが立替払契約の錯誤無効や詐欺取消しを主張しない理由

すでに立替金をAに支払っているXは、無効等を主張しても、Aに対する300万円の不当利得返還債権を取得するだけであり、むしろ手数料78万円余を取れなくなる(Aの受領時からの法定遅延損害金+損害賠償請求は可能。704条)。さらに、保証債務の付従性により、Yに対して保証債務の履行を求めることができなくなって、Aの無資力リスクをYに転嫁できなくなる。このようにXは、通常、利益とならない無効・取消しを主張しない。

もともと、立替金をAに支払う前に空クレジットであることが判明すれば、Xは無効を主張するか立替払の対象となる債務が発生していないとして、Aに対する立替払を拒絶する主張をするだろう。Xにとっても、空クレジットであるか否かは重要な問題であり、XがYとの訴訟で、融資機能の点で空クレジットか否かは影響がないとするのは、正当でないと思われる。